

第6回香川県広域水道事業体設立準備協議会議事録

■日時:平成29年3月30日(木)15:30～16:15

■場所:香川県庁本館21階特別会議室

■出席者:「出席者名簿」のとおり

■次第

1 開会

2 会長(知事)挨拶

3 議題

(1) 香川県水道広域化(基本)計画(案)(仮)(主要事項のとりまとめ)について

(2) その他

4 閉会

■配付資料

○(資料1)香川県水道広域化(基本)計画(案)(仮)(主要事項のとりまとめ)

○(資料2)設立当初において香川県広域水道企業団で制定する例規(条例)について
(案)

香川県広域水道企業団規約(案)

○(資料3)今後のスケジュールについて

○(資料4)香川県広域水道事業体設立準備協議会規約に関する協議書(案)

○香川県広域水道事業体設立準備協議会規約

■議事

●司会(水資源対策課長) **開会**

●会長(知事) **挨拶**

●司会 **議長について**

議題

<議題(1)>

●議長(知事)

議題(1)の「香川県水道広域化(基本)計画(案)(仮)(主要事項のとりまとめ)について」事務局から説明を。

●事務局

- ・資料1、1ページ。「香川県水道広域化基本計画案(仮)・主要事項のとりまとめ」は、今年度までの設立準備協議会における検討を踏まえ、現時点での本県の広域化に係る主

要事項について、基本的な方針を取りまとめようとするもの。

- このタイトルは、今後、このとりまとめをベースに、現在作業中の財政シミュレーションの内容等も加え、最終的には6月議会前を目途に、協議会の設置目的でもある「広域的な水道事業に係る計画案」としてまとめていきたいと考えていることから、「基本計画（案）（仮）」という文言にしている。
- 組織・職員関係については、広域化後の運営組織として「企業団」を設置し、その本部は、現在、高松市が市役所西に建設中の「市防災合同庁舎（危機管理センター）」へ置く。一方、事業開始時には、各市町に企業団事務所を置き、平成32年度に、県内5つの地域にブロック統括センターを設置し、事務所業務を集約する。
- 執行機関としては、企業団を統括する企業長とそれを補助する副企業長や職員を置き、設立時の企業長、副企業長は構成団体の首長から選出。意思決定機関として企業団議会を置き、議員は、県、市町議会の議員の中から選出する。
- 企業団の財務等を監査する監査委員を置くとともに、水道料金や規約、予算関係などの重要事項を協議するため、構成団体の首長を委員とする運営協議会を置く。
- 企業団職員については、設立から当分の間は、地方自治法に基づく構成団体からの派遣とし、平成32年度から、順次、構成団体からの身分移管と、企業団における新規採用を行う。職員の定数については、設立当初は現行と同数程度とし、順次、業務の効率化を図りながら、適正規模を目指す。
- 2～3ページは、これらの組織関係を図示する。
- 4ページからは、作業班を中心に検討を進めてきた、業務運営に関する内容である。総務・経理関係のうち、情報システムの統合については、システム統合計画に基づき、優先順位等を見極めながら、早期に統一システムの開発・運用を行う。
- 営業業務関係で水道料金については、平成39年度末までは旧事業体の料金体系による料金とし、40年度に水道料金を統一。統一に当たっての具体的な検討は、企業団で行うこととなるが、基本的には、給水人口の多い高松市の料金体系を軸とする。
- 検針、収納等は、当初2年間は旧事業体の運用によることとし、平成32年度の料金システムの稼働に合わせ取扱いを統一する。窓口業務は、32年度のブロック統括センター設置にあわせ、既存の窓口を統合し、各ブロック統括センター内にお客様センターを置くこととする。
- 5ページ中段の給水装置関係で、給水装置工事の施工基準については、平成32年度に統一することとし、統一基準の運用開始に合わせ、審査手数料等も統一する。また、企業団が指定した給水装置工事事業者は、企業団内の全ての地域で工事可能とする。
- 次に、工事執行関係のうち、入札参加者名簿は、受付などの準備作業の関係上、平成30

年度に限り旧事業体のものを用い、31年度から統一名簿を使用する。

- ・入札・契約は、平成30年度から2年間は、広域施設整備や設計金額5千万円以上の工事など、本部で入札・契約するものは県の制度により、設計金額5千万円未満の工事など、事務所で入札・契約するものは、旧事業体の制度により運用するものとし、32年度に統一する。
- ・6ページの設計積算や工事検査などの工事管理関係は、企業団設立時から統一するが、維持修繕業務については、平成32年度から企業団として業務形態を統一する方向とし、それまでの間は旧事業体の形態により行う。
- ・水質管理については、設立時から検査項目や頻度などを統一した検査計画を策定して運用することとし、検査体制は、設立当初は3か所に検査室を置き、順次統合を進めていく。
- ・浄水場の運転管理については、当初2年間は旧事業体の体制とし、平成29年度に行う浄水施設の管理体制の検討結果なども踏まえながら、委託等を含めた施設管理を計画的に進めていく。
- ・危機管理関係については、設立に合わせ、災害対策計画や応急対策マニュアルを策定し運用するとともに、構成団体との間で速やかに緊急時応援協定を締結する。
- ・応急給水用資機材は、設立当初は既存資機材の事務所間等での情報共有と相互融通を行い、在庫状況を踏まえながら、資機材の確保を検討していく。
- ・7ページ以降は、施設整備関係。
- ・広域水道施設整備については、円滑な水融通等を行うため、必要な施設整備を行うこととし、整備に係る基本的な考え方として、香川用水や自己水源は水利権水量の範囲で効率的に活用し、統合等で整理できる浄水場等は、広域整備の進捗に合わせ順次運用を休廃止する。8ページは、広域水道施設整備に係る浄水場統廃合のイメージ図で、広域水道施設整備事業の完了後、将来的には、現在の71施設を38施設に集約する。
- ・9ページの経年施設更新整備については、中段の表に記載のとおり、施設の区分ごとに設定した更新基準に基づき、事業の優先度や平準化等を考慮して更新整備に係る事業計画を策定し、計画的に実施する。10ページは、企業団として実施する施設整備の年度ごとの事業費を表したもので、10年間で総額1,270億円余の事業を行う予定である。
- ・10ページの中段以降は、財政運営関係。財政収支の基本方針として、広域施設整備や経年施設更新事業を計画的に実施するための財源を確実に確保しつつ、平成39年度までは旧事業体ごとの区分経理を行うこととし、区分経理の間は、事業体間の公平性を保つため、旧事業体ごとに費用と収益のバランスを確認しながら、水道料金を適切に設定する。区分経理期間終了時に、内部留保資金を料金収入の50%程度、企業債残高を料金収

入の3.5倍以内となるよう、財政運営を行う。

- ・11 ページには、財政収支の試算条件を示しているが、今後、この条件で試算した結果については、でき次第、本計画案に追記する。
- ・施設整備を着実に実行していくために、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用する。
12 ページの図は、交付金等の見込みを図で表したものであり、現時点では、施設整備1,270億円余に対し、150億円余の交付金を見込んでいるが、今後とも様々な機会を通じ、交付金の確保に努めていく。
- ・(3) 一般会計繰出金については、地方公営企業法に規定された企業会計と一般会計等との経費負担原則を基本とするが、特に、区分経理期間中において、1回の値上げで10%を超えるような著しい料金値上げを行わなければならない場合には、これを回避するために一般会計からの繰出しを行うこととする。
- ・(4) 資産等の取扱いについては、各事業体の事業用の資産、資本、負債等は、原則として、無償で企業団に引き継ぐ。
- ・13 ページ、中讃地区工業用水道事業については、企業団で実施するものであるが、水道事業とは別会計で処理する。
- ・市町の下水道事業については、企業団では事業移管は受けず、企業団で一元的に処理することが可能な業務について、市町からの委託を受けて行うこととする。
- ・以上で、基本計画（案）・主要事項のとりまとめの概要の説明を終わる。

(質疑応答)

●議長

事務局から説明があったが、今回のとりまとめは、協議会としての基本的な考え方を取りまとめるものであり、今後、このとりまとめに沿って、具体的な内容を検討し、関係者の意見も踏まえながら、基本計画として確定させていきたいと考えている。何か意見、質問はあるか。

●さぬき市

ブロック統括センターのことで確認をしたい。質問の趣旨は、さぬき市であれば、東讃ブロック統括センターということで、一番適当な場所を検討してきた。できれば既存の公共施設、例えば学校等の跡地の建物の利用とか、そういったことをいろいろ検討していると、さぬき市の場合、非常に財政が厳しいということもあって、一つのものを用意してそこに移転をして、移転をした後にまた次のものが移転をして、さらにその移転をした後に東讃ブロック統括センターを置くことをイメージしたときに、一度にそれを行うには一定の期間が必要である。3年後のことをこの場で言うのはいかがなものかなとは思いますが、基

本的なことなので確認をさせてもらう。

例えば平成 32 年度では、あと 1 年待ってもらえれば、どう考えても、ここに置いた方が交通の利便性とか、建物の使い勝手とか、耐震性があるとか、そういったケースが出てきた。ここでいう 32 年度からというのは、ブロック統括センターがハード面、もちろんソフト面については可能だと思うが、ハード面を含めているんなところから 32 年度というのが、一定の基準として出て来る。この素晴らしい取組自身が頓挫することは、当然望んでいないので、ソフト面の部分はともかく、ハード面で一定の柔軟性をもって対応することが可能であれば、そういったものも選択肢の中に入れていろんな経費の問題も少なくて済む。何より、今あるものを有効活用する、これからの我々の大きな課題の一つとして、あるものをいかに有効に使うかということが大事だと思っており、32 年度からというのが、ソフト面はともかく、ハード面はブロック統括センターという建物の場所的な設備そのものが、少しでも遅れると全体の計画に齟齬が生じるかどうか、そういった点について見解を尋ねたい。

●議長

基本的な方向としては、これまで平成 32 年 4 月にブロック統括センターに集約していくということで、本協議会において合意されたものと考えているが、個別具体の課題については今後また必要な協議調整を行っていきたいと考えている。

●さぬき市

一応検討の対象となるという理解でよいのか。

●議長

様々な個別の課題があると思うが、ハードとソフト一体のところもあり、基本的なところは 32 年 4 月に揃えて行きたいと考えているので、どのような工夫ができるのかは、今後またいろいろと協議調整が必要であれば行っていきたい。

●さぬき市

今後、幹事会とか、その場でいろいろ説明を差し上げるので、可能な方向で是非対応していただきたい、ということで了解する。

●議長

ほかになにかあるか。

(特に発言なし。)

それでは、香川県水道広域化基本計画案(仮)・主要事項のとりまとめについては、案の方向で検討を行い、関係団体と必要な調整をしながら進めることとしてよろしいか。

(異議なし、との声)

それでは、そのように進めていく。

< 議題（２） >

●事務局から、資料２～４について次の内容を報告した。

- ・企業団設立当初に必要となる条例案
- ・企業団の規約案
- ・今後のスケジュール
- ・協議会の規約上必要となる協議書案

●司会 **閉会**